国外外来種一覧(魚類)

	出毘河川教	9	15	7	-	7	9	-	-	-	18	19	7	7	13		
	肝属 三															2	
	小 式 ゴ															0	
九州	大分川															3	9
																9	
																2	
四国	那賀川															2	2
	古野川															2	
_	端三															3	
ш	払田 三															2	8
																7	
	海回三															1	
畿	大和川															2	2
闩	渓三(渓三)															3	٠,
	由良川															4	
	日光川															4	
\simeq	- 真川															3	
#	静田三															7 4	8
	任内川															5 7	
	た 単二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二															0	
$\overline{}$	完 原 作 二															5 0	2
-	2 編 四 間 節 間 三		_				_	_								5	
100	形	_	_		_		_	_		_		_	_		_	9	8
	気仙川 那珂川		_	_	\vdash	_	_	_	_	\vdash	_	\vdash	\vdash	_	\vdash	0	
																1	
	米代川 五戸川															2	7
		_	_	_	\vdash	\vdash	_	_	_	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	2	
	<u>ポード</u> 急続三															0	
迴	開語川		-		-		-	-		-		-	-		-	0	
榧	第四三		_				_	_								1	7
-17	天塩川															2	
																数	·数
	特定外来種		要注意(検討	要注意(不足	要注意(検討	要注意(検討)	特定外来	要注意(検討		要注意(不足	特定外来	特定外来	特定外来	要注意(不足	要注意(不足	水系別確認種数	地方別確認種数
	计	Cyprinus carpio	Rhodeus ocellatus ocellatus	Misgurnus mizolepis	Salvelinus fontinalis	Oncorhynchus mykiss	Gambusia affinis	Poecilia reticulata	Monopterus albus	Lateolabrax sp.	Lepomis macrochirus	Micropterus salmoides	Micropterus dolomieu	Oreochromis niloticus	Channa argus		
	種和名	コイ(飼育品種)	タイリクバラタナゴ	カラドジョウ	カワマス	ニジマス	カダヤシ	グッパー	タウナギ	タイリクスズキ	ブルーギル	オオクチバス (ブラックバス)	コクチバス	チカダイ	カムルチー		
	本西名	コイ科		ドジョウ科	サケ科		カダヤシ科		タウナギ科	スズキ科	サンフィッシュ科			カワスズメ科	タイワンドジョウ科		
		П															
	No. 目和名	コイ目		3	4 サケ目	2	6 カダヤシ目	ı.	8 タウナギ目	9 スズキ目	10	11	· ·	13	14		

并₂ 并₃

水系名(河川名)欄の は二級河川を示す。 水系名(河川名)欄の は指定区間のみの河川を示す。 種数の計数は「平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」に準拠して行った。

凡例)特定外来 : 外来生物法で指定された特定外来生物 要注意(検討): 外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、被害に係る一定の知見はあり、引き続き特定外来生物等への指定の適否について検討する外来生物 要注意(不足):被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

	東光七三	0 2 0
		要注意(検討) 水糸別確認種数 地方別確認種数
エビ・カニ・貝類)	種和名	サカマキガイ アメリカザリガニ
国外外来種一覧(科和名	サカマキガイ科 アメリカザリガニ科
	目和名	モノアラガイ目(基眼目) エビ目(十脚目)
	No.	7

特定:外来生物法で指定された特定外来生物(第一次指定および第二次指定) 要注意(検討):外来生物法の要注意外来生物/ノト掲載種のうち、被害に係る一定の知見はあり、引き続き特定外来生物等への指定の適否について検討する外来生物 要注意(不足):外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物 要注意(注意喚起):外来生物法の要注意外来生物リスト掲載種のうち、選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種) 凡例)

注1) 北上川の魚介類調査は、平成17年度に「平成9年度マニュアル」に従って実施された。 注2) 種数の計数は「平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」に準拠して行った。